

菊池事件をめぐる主な経緯

1951年	1月9日	熊本県がFさんに恵楓園入所勧告
	8月1日	第1次事件(ダイナマイト)発生
	8月3日	Fさん殺人未遂で逮捕
1952年	6月16日	拘置支所(恵楓園内)から逃走
	7月7日	第2次事件(殺人)発生
	7月12日	Fさん逮捕
1953年	8月15日	らい予防法施行
	8月29日	熊本地裁で判決(死刑) 控訴
1954年	12月13日	福岡高裁で判決(控訴棄却・死刑)上告
1957年	8月23日	最高裁で判決(上告棄却・死刑)
	10月2日	第1次再審請求(熊本地裁)
		棄却→即時抗告→棄却→特別抗告→棄却
1960年	12月20日	第2次再審請求(熊本地裁)
1961年	3月24日	棄却→即時抗告→棄却→特別抗告→棄却
1962年	4月23日	第3次再審請求(熊本地裁)
	9月11日	法務大臣、死刑執行指揮書に押印
	9月13日	第3次再審請求を棄却
	9月14日	Fさんに死刑執行
1996年		らい予防法廃止
2001年		ハンセン病国家賠償請求訴訟勝訴
2012年	12月25日	検察官に再審請求を求める署名提出
		以後、断続的に署名提出(計75,422筆)
2016年	4月22日	最高裁、調査報告書で特別法廷を謝罪
2017年	3月31日	検察官が再審請求しないと通知
		※特別法廷への関与は謝罪
	8月29日	検察官が再審請求しないことで損害を受けたと訴訟提訴 菊池事件国賠訴訟(全療協、菊池恵楓園自治会等の6人が原告)
2020年	2月26日	判決(特別法廷での審理は憲法違反)
	11月13日	熊本地裁に「再審請求書」1205名提出
2021年	1月～	再審開始を求める署名始まる